

は、すぐれて立法政策の適否の問題である。そして、既存の賦課方式による公的年金制度を積立方式によるそれに切り替えることも、同様に立法政策の適否に属する。ただ、白紙の状態から積立方式の公的年金制度を構築する場合と異なり、長年にわたる保険料拠出実績を持つ被保険者や年金受給者が存在する既存の制度の賦課方式から積立方式への移行は、その過程をどのように設計するかという問題があり、そこには様々な政策選択肢が存在しうる。とくに、様々な選択肢のうちどれを選定するかによって既存の制度の加入者や年金受給者の権利・利益に大きな影響（具体的には不利益）を及ぼす可能性がないではないから、採用すべき立法政策の適否は慎重に検討する必要がある。また、影響を受ける権利・利益によっては憲法上の制約が存在する可能性が完全に否定されるわけではないので、その側面の考察も必要である。

そして、積立方式へ移行するとしても、移行後の制度設計については、既に見たように（本節四(三)、本誌四六巻二二号）、管理運営の主体をどうするか（具体的には民営化するのか）、積立方式の報酬比例年金について強制加入を維持するのか等の論点があり、それらは立法政策上の

適否の問題であると同時に、そうした制度設計が憲法上許容されるかという問題をも内包する。したがって、ここでもその両面にわたっての検討が求められる。

さらに、非拠出制の税方式を採用するか、拠出制の社会保険方式に依拠するかについても同様であって、未だ公的年金制度が存在しない段階で、いずれに立脚する公的年金制度をこれから作り上げるかの判断は立法府の裁量に属し、やはりよほどのことがない限り、憲法違反の問題が発生することはないと考えられる。これに対して、社会保険方式の公的年金制度から税方式の制度への移行は、その手法によっては、前述したのと同様に、既存の利害関係者の権利・利益に大きな影響を及ぼしうるから、移行の方法の適否について十分な吟味が必要であるし、場合によっては憲法上の制約があることも考えうるので、その点について検討しておくことも求められる。

（つづく）

成功事例から学ぶコミュニティ・ビジネスの本質!!

コミュニティ・ビジネス戦略

地域市民のベンチャー事業

藤江俊彦（千葉商科大学政策情報学部教授） 著

本書の特徴

- コミュニティ・ビジネスの ①事業の担い手 ②役割と機能 ③マネジメント手法 ④事業評価など総合的に紹介。成功しているコミュニティ・ビジネス事例から、事業を成功に導く手法が理解できます。

◎四六判・204頁・
定価1,890円(税込)〈送料450円〉

※詳細カタログ無料送呈



第一法規

東京都港区南青山 2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

論壇

ドイツにおける

自営業者の年金制度

—芸術家社会保険法を中心にして—

東海大学専任講師

渡邊 絹子

I. はじめに

日本の公的年金制度は、基本的に「被用者」をその対象として発展してきた。なぜなら、被用者は、基本的に資産を有しておらず、自分の労働力を提供することによって賃金を得て生活しているため、働けなくなった場合には生活に困窮するとの理由から公的な保障が必要とされたからである。働けなくなる理由は様々あるが、特に問題なのは年齢を理由とするものである。というのも、怪我や病気で働けなくなる人もいるだろうが、そうでない人もいる。しかし、「年をとる」ことはあらゆる人に当てはまる。被用者の場合、ある一定の年齢に達することで自分の意思とは関係なく生活の糧を得る

手段を失うことになるため、その後の被用者の生活を保障することは、公的年金の大きな役割となっている。

ところで、被用者に比べて絶対数が少ないために論じられる機会がほとんどない自営業者に関する公的年金制度はどうなっているであろうか。

自営業者については、被用者のように、一定の年齢に達することで自分の意思に反して働けなくなるということは考えにくい。つまり、働きたいだけ働き続けることができる。また、自営業者は事業を営んでいるため、その事業の基盤となる資産を有しているとともに、(当該事業を受け継ぐ)家族による扶養が維持されているとの考えから、自営業者に対する公的年金制度は、被用者のそれと比べて一歩後退している感が強い。事実、自営業

者に関する公的年金制度は、被用者年金制度よりも後に創設され、現行制度においては、自営業者は基礎年金制度の対象となっただけである。すなわち、2階建ての仕組み(定額給付+報酬比例給付)といわれている公的年金制度の中で、1階部分に当たる定額給付しか受給することができず、被用者に比べると受取る年金額は総じて低額となっている(もっとも、被用者の場合には、その報酬によって保険料も増減するとともに、使用者による保険料負担があることを忘れてはならない)。

以上のように、日本では、被用者に比して保護が手薄ではあるものの、自営業者に対しても強制加入の公的年金制度が整備されている。そして、被用者年金と自営業者年金は沿革的には別個に創設さ

れた制度であったが、現在では基礎年金制度という形で一つに統合されている。

これに対して、社会保険制度発祥の地であり、早くから被用者に対する公的年金制度を導入し、日本の制度改革の際に参考とされることの多いドイツでは、自営業者はどのように取り扱われているのであろうか。

本稿では、公的年金制度における自営業者に対する基本的な取扱いを確認した後で、自営業者の中でも特に、「芸術家社会保険法 (Künstlersozialversicherungs-gesetz)^(註1)」という特別な法律によって保護されている自営業者グループ(芸術家及びジャーナリスト)に焦点を当てて考察することとしたい。

II. 公的年金制度における自営業者の取扱

ドイツの公的年金制度は、1889年に制定された「廃疾・老齢年金保険法」(1891年施行)に端を発し、被用者を対象とした被用者年金として構想され、職域別に複数の制度が並列的に組織されてきた歴史的経緯がある。

従来は、いわゆるブルーカラーに相当する(現業)労働者(Arbeiter)を対象とする「労働者年金保険 (Arbeiter-

rentenversicherung)」ホワイトカラーに該当する職員(Angestellte)を対象とする「職員保険 (Angestelltenversicherung)」鉱山従事者のみ(現業労働者、職員ともに)を対象とする「鉱山従事者年金保険 (Knappschaftliche Rentenversicherung)」の3制度から成っていた。しかし現在では、「労働者」と「職員」という区別がなくなり、両者を併せた「一般年金保険 (allgemeine Rentenversicherung)」と鉱山従事者年金保険の2制度が社会法典第6編に規定される公的年金制度となっている。以下において、現行制度の適用対象者を概観する。

1. 強制被保険者

まず、公的年金保険への加入義務があるのは「就業者 (Beschäftigte)」である(社会法典第6編1条)。一般被用者、職業訓練生、障害者作業所で働く障害者などがここに含まれる。

次に、自営業者も強制被保険者となる場合がある(社会法典第6編2条)。たとえば、教師、助産婦、芸術家やジャーナリスト、手工業者といった特定のグループに属する自営業者は、公的年金保険への加入義務がある。また、保険加入義務のある被用者を雇用せず、かつ、本質的に継続して1人の依頼主のためだけに活動する自営業者も強制被保険者となる。

さらに、兵役または兵役代替業務に従事している者、疾病給付や傷病手当、失業給付などの賃金代替給付を受給している者、在宅の要介護者のために介護を週14時間以上している者、児童養育期間中の者なども強制被保険者の範囲に含まれる。

2. 加入免除 (Versicherungsfreiheit)

官吏 (Beamte) や裁判官 (Richter)、職業軍人など、別の制度によって老齢時の所得が保障されている者については、公的年金保険への加入義務がない(社会法典第6編5条1項)。

前述した就業者であっても「僅少労働者 (geringfügige Beschäftigte)」については、保険加入義務がない(社会法典第6編5条2項)。この場合の僅少労働 (geringfügige Beschäftigung) には、短期間労働と低賃金労働の2つの意味がある。短期間労働としての僅少労働とは、1年間で2ヶ月以内あるいは仕事の性質上または契約上、労働日数が合計して50日を超えない場合の活動のことで、臨時的な就労といえる。一方、低賃金労働としての僅少労働とは、月額400ユーロ以内の報酬で働くことをいう。^(註2)
この他、65歳以上の老齢年金受給者は、就労していたとしても保険に加入する義務はない。

3. 加入義務の免除 (Befreiung von der Versicherungspflicht)

医者や弁護士などのように職能別の老齢保障制度がある職業に就いている保険加入義務のある労働者及び自営業者は、申請することで公的年金保険の加入義務が免除される。

4. 任意被保険者

満16歳以上のすべてのドイツ人及びドイツ国内に居住する外国人は、公的年金保険へ任意加入することができる(社会法典第6編7条)。

ドイツの公的年金制度は、日本と同様に基本的に強制保険として制度設計されているが、その適用対象者は「労働報酬を得て働いている者」であることが原則となっている。したがって、専業主婦など社会で就労していない者には基本的に制度への加入義務は存在しない。そして自営業者に関しては、特定のグループに属する一部の自営業者を除き、基本的に公的年金保険への加入義務はない。すなわち、ドイツの公的年金制度は、日本のような強制的な国民皆年金制度とはなっていない。

しかし、このような公的年金保険への加入義務のない者に対して、任意加入という形で広く門戸を開いている点にドイツの特徴がある。

前述したように、特に強制被保険者とされている自営業者の中に、芸術家及びジャーナリストというグループが存在している。彼らに対しては、「芸術家社会保険法」という特別法が制定されている。以下では、この芸術家社会保険について考察する。

III. 芸術家社会保険

1. 序

芸術家社会保険法の最初の法案は1976年に提出されたが、紆余曲折の末1981年に成立した。同法は、いくつかの規定を除き、基本的には1983年1月1日から発効し、多くの変更を加えながら現在に至っている。同法は、独立して活動する芸術家及びジャーナリスト(以下、「独立芸術家」という)に、年金保険・疾病保険・介護保険という3つの社会保険制度を適用する際の特別ルールを定めている。すなわち、被用者と同じように、保険料の半分を負担することで社会保険保護を受けることができるようにするための仕組みを規定している。

そもそも公的年金等の保険料は労使折半で負担することとなっているため、被用者の保険料負担は半分ですむことになっている。このように保険料の半分の

負担してくれる使用者のいない者が保険保護を受けようとする場合、保険料は全額自己負担となる。独立芸術家は、保険料負担をしてくれる使用者がいないのであるから、全額自己負担しなければならないはずである。しかし、芸術家社会保険法によって、被用者と同じように半分の負担で社会保険保護を受けることができるようになってきている。当然のことながら、同法の制定に際しては、残りの半分の保険料(いわゆる使用者負担分)を誰が負担し、どのように実施するのが大問題となった。

結果的に、「芸術家社会保険分担金(Künstlersozialabgabe)」及び連邦補助金によって、不足する使用者負担分の保険料を賄うという仕組みが構築された。新たに導入されることになった芸術家社会保険分担金は、独立芸術家の作品の利用者(Verwerter)、例えば画商、劇場、出版社などが負担する(芸術家社会保険法24条)。この芸術家社会保険分担金は、これまでの社会保険法には存在しない新しい仕組みであるため、その徴収方法に關しても、特別の組織が創設されることとなった。これが、「芸術家社会金庫(Künstlersozialkasse)」である。以下において、芸術家社会保険の適用対象者、財源、芸術家社会金庫について概観する。

2. 芸術家社会保険の概要

(1) 被保険者の範囲

芸術家社会保険法の適用対象者は、独立して活動する芸術家 (Künstler) 及びジャーナリスト (Publicist) であつて、その活動を一時的なものとして営むのではなく、職業として行い、且つ使用者ではない者である。さらに、見込み年間所得が最低年収額 (下限収入金額) を上回る必要がある (芸術家社会保険法1、2条)。つまり、最低年収額を下回る収入しかない者は、芸術家社会保険の適用がない。この最低年収額は、2004年以降は3900ユーロとなつている (芸術家社会保険法3条1項)。

ただし、独立した活動を始めて3年を経過していない、新規参入者については単に見込み年収額が下限額を下回つただけでは、適用を免れない (芸術家社会保険法3条2項)。

実際に、独立芸術家として芸術家社会保険法の保護を受けられるかどうか、すなわち、適用対象者として認められるか否かの判断は、後述する芸術家社会金庫が個別に審査して行うこととなつている。芸術家社会金庫は、申請してきた芸術家が、造形芸術 (画家、彫刻家、グラフィックデザイナー等)、表象芸術 (役者、演出家等)、文筆活動 (ジャーナリスト、

編集者、作家等)、音楽 (歌手、作曲家等) の4分類のいずれかの活動を行う独立芸術家として認められるか否かを判断する。以前は、この分類によって芸術家社会保険分担金の掛け率が異なつたため、独立芸術家がどの活動分野に分類されるかは重要であつた。しかし、独立芸術家の活動内容は多岐にわたるとともに、創造的な活動のために分類困難なものも多数あり、その分類判断には疑義が生じやすかつた。^(注9) そのため、2000年から、このような活動分野の分類による異なつた掛け率を廃止し、全分野一律とするこゝとなつた。

2006年1月1日時点における全被保険者数は15万1445人となつている。各分野の被保険者数及びその割合は、造形芸術5万5149人 (36・42%)、音楽4万264人 (26・59%)、文筆活動3万8061人 (25・13%)、表象芸術1万7971人 (11・87%) であり、造形芸術が最も多くなつている。

(2) 財源

① 被保険者の保険料負担

芸術家社会保険法は、独立芸術家に被保険者と同様な社会的保護を与えようとしたため、被保険者自身の保険料負担は被保険者と同じく保険料総額の半分 (50%) と規定している。保険料は彼らの芸術活

動によって得られる収入を基礎として算定され、見込み年収を保険料算定基礎として用いている。この算定基礎となる年の見積もりは、通常、前年の収入金額と当該年度の注文予想に基づいて行われている。^(注10) 実際の見積もりには、最近の所得税申告や年度末決算で計算された収益が用いられている。保険料算定基礎として芸術家社会金庫に申告した見込み年収と実際が異なる場合、つまり当該年度中に当初予想した年収に達しない、またはそれを超えた収益を得るような場合には、修正した年収見込額を芸術家社会金庫に申告することができる。修正申告した場合、保険料額が変更されることになつるが、その変更は将来に対してのみ効力を発し、遡及しない。

2006年1月1日時点の全被保険者の平均年収は1万814ユーロであり、性別平均では男性1万2168ユーロ、女性9178ユーロとなつている。活動分野別の平均では、文筆活動1万3292ユーロ、表象芸術1万448ユーロ、造形芸術1万214ユーロ、音楽9459ユーロであつた。公的年金保険の保険料率は、2007年から19・9%に引き上げられており、その半分である9・95%が被保険者である独立芸術家の負担分ということになる。例えば、見込み年収額

が1万ユーロであった場合、保険料額は年額995ユーロ、月額82・92ユーロが被保険者負担となる。

② 芸術家社会保険分担金

出版社などの「利用者」が負担する芸術家社会保険分担金は、利用者が1年間に独立芸術家に支払った報酬全額に対して、毎年決定される率を乗じて算出される。この掛け率は、2006年には5・6%であったが、2007年には5・1%と若干低下している。

分担金を負担する利用者数は、1983年12月31日時点では8800人であったものが、2007年1月31日時点では5万6802人にまで増加している。

なお、芸術家社会保険分担金によって被保険者に係る社会保険料の30%が賄われている。

③ 連邦補助金

連邦補助金は、芸術家社会金庫の支出の20%を賄うこととされている（芸術家社会保険法34条1項）。すなわち、被保険者に係る社会保険料の20%を分担しており、前述の芸術家社会保険分担金と併せて、使用者負担分にあたる保険料総額の半分を負担していることとなる。この連邦補助金の負担割合は、1983年から17%、1988年から25%、そして2000年以降20%と変化してきている。

また、連邦は、芸術家社会金庫の運営費用を負担している（芸術家社会保険法34条2項）。連邦補助金は、負担割合が下げられた2000年に前年の8914万ユーロから7524万ユーロへ低下したものの、その後は増加し続けており、2006年には約1億5百万ユーロとなっている。

(3) 芸術家社会金庫

前述したように、独立芸術家には、被保険者分の保険料とともに使用者負担分の保険料を併せて納付する役割を負っている使用者が存在しない。そこで使用者のような役割を果たす特別な組織が創設されることとなった。それが芸術家社会金庫である。

芸術家社会金庫は、保険加入義務のある独立芸術家（被保険者）と芸術家社会保険分担金の納付義務を負う利用者を把握し、被保険者負担分の保険料及び芸術家社会保険分担金を徴収し、この徴収金と連邦補助金を用いて、社会保険の保険者に保険料を支払う役目を負っている。

芸術家社会金庫は、法律制定当初は独立した連邦機関として設立されたが、その後、州保険局に編入されるなどの紆余曲折を経て、現在では連邦災害金庫（Unfallkasse des Bundes）の一部局として運営されている。

IV. おわりに

芸術家社会保険は、社会的保護をほとんど受けられずにいた独立芸術家の悲惨な状況が社会に認識されること（注1）によって創設されることとなった。使用者が存在しない自営業者である独立芸術家に、被保険者と同じ負担割合で年金などの社会保障保護を与えるための仕組みを作り出した芸術家社会保険法は、ドイツにおいても画期的なものである。紙幅の関係上、議論の詳細を述べることはできなかったが、使用者負担分に相当する保険料の半分について、多くの批判を浴びながらも、彼らの作品によって利益を享受する利用者に費用負担を求め、更に連邦にも費用を負担させた点は特に興味深い（注2）。また、芸術家社会金庫という特別な組織を作り出しつつも、それを保険者とする独自の職域制度を構築せずに、あくまで従来から存在する被保険者保険制度の中に独立芸術家を組み入れた点も注目に値する。芸術家社会保険は、独立芸術家という極めて少数の職業グループに属する者に、被保険者と同様の保護を与えるにはどうすべきかという点から出発して構築された制度である。自営業者には様々な活動をする者がおり、そのことをどのように考え

るべきか。ドイツの芸術家社会保険は、日本において「自営業者」と大きく括られてしまう者の中に存在する、一定の職業グループに属する者を抜き出し、どのように年金などの社会的保護を提供できるかということについて、一つの考え方を提示するものといえよう。今後は、独立芸術家に限らず、他の自営業者についても考察を行いたい。

(注)

(1) vom 27. 7. 1981 (BGBl. I S.705)

(2) 本稿では一般年金保険を対象とする。主に、ドイツ連邦労働社会省 (BMAS) のホームページ (<http://www.bmas.bund.de>) 及び BMAS, Rentenversicherungsbericht 2005, Rainund Waltermann, Sozialrecht 5. Aufl., 2005 (以下「Rainund」という) S.158f を参照。

(3) 「被用者類似の自営業者」(arbeitsnehmerähnliche Selbstständige) とされる。

(4) 官吏などに関しては、「官吏恩給法 (Beamtensversorgungsgesetz)」が制定されており、また、農業従事者に関しては、「農業

わたなべ・きぬこ 東海大学法学部専任講師。東京大学大学院法学政治学研究所博士課程単位取得。主な論文に「ドイツ企業年金改革の行方―公私の役割分担をめぐって」(日本労働研究雑誌504号46頁)等がある。

従事者の老齢保障に関する法律 (Gesetz über die Alterssicherung der Landwirte)」が整備されている。

(5) 労働報酬が月額400ユーロを超えない僅少労働者については、加入免除となることを放棄し、強制被保険者となる) こととできる(社会法典第6編5条2項)。

(6) この任意加入制度は、1972年年金改革法に基づき導入された。これにより、公的年金保険は全国民をカバーする国民保険になったと解されている (vgl. Rainund, S.174)。

(7) 主に、芸術家社会金庫ホームページ (<http://www.kuenstlersozialkasse.de>)、Finke/Brachmann/Nordhausen, Künstlersozialversicherungsgesetz Kommentar 3. Aufl., 2004 (以下「Finke」という) 参照。本稿で用いた統計資料は芸術家社会金庫ホームページから引用。

(8) 詳細については、Finke, S.212以下参照。

(9) 例えば、写真は造形芸術に分類されるのが原則であるが、連邦社会裁判所の判例によつて、新聞社に写真を供給している報道写真家の場合には文筆活動に分類されることとなった。

(10) 芸術家社会保険金庫に申告される年収金額は、事業収入と事業支出の差から導き出される。

る、所得税法上の利潤計算規定に基づいて算出された収益と適合する(社会法典第4編15条)。

(11) 連邦政府による1975年芸術家報告書 (BT-Drucks.7/3071)、Fohrbeck/Wiesand, Der Autorenreport 1972 が特に芸術家社会保険法制定の気運を高めたといわれている (vgl. Finke, S.28)。

(12) 社会的保護が欠如していたために、他の自営業者に比べても劣悪な状況におかれていた独立芸術家という職業グループは、極めて小さいグループである。それにもかかわらず、特別の法律を制定してまで彼らを保護しようとしたのは、社会政策上だけでなく文化政策上の要請も存在したことが影響している。

(13) 芸術家社会保険分担金を負担する利用者と独立芸術家の関係は、使用者と被用者の関係に類似するとの考えから費用負担を求めることとなったが、そもそも利用者に分担金支払い義務を課すことに関しては、その合憲性が問題とされた。この問題に対しては、1983年の施行後1987年まで明らかでなかったが、1987年4月8日の連邦憲法裁判所の決定 (NJW 1987, 3115) によつて合憲と認められた。

※なお、本稿は平成18年度厚生労働科学研究費補助金(主任研究者:岩村正彦)による研究成果の一部である。

論壇

社会保障法入門

93

◇第二編・社会保障法◇

東京大学教授

岩村 正彦

第三部 公的年金保険法

第一章 総論

第二節 公的年金制度の財政運営方式

五 小 括（つづき）

(二) 厚生年金保険制度の積立方式への移行問題

(1) 序説 前述のとおり、公的年金の財政運営方式として賦課方式を採用するか、積立方式を採用するかには憲法上の制約はほとんどなく、もっぱら立法府の裁量に委ねられた立法政策の問題である（前述五(一)、本誌四七巻二号。ただし、前掲箇所述べたように、憲法上の問題が全く生じないということではない）。そして、既

具体化することが難しいということがあると思われる。困難さの理由としては、つぎのようなものを挙げることができよう。

(2) 移行論の難点 積立方式への移行論が抱える第一の難点は、いわゆる二重の負担の問題である。たとえば、単純化した例で考えると、二〇××年四月一日から積立方式に移行するとしたときには、その時点で新卒で正社員（常用被用者）として就労を開始した世代は、厚生年金保険の被保険者となり、自分たち世代の老齢年金のために保険料を負担するとともに、その時点で既に老齢年金を受給している高齢者世代の年金給付原資のための保険料を負担する必要がある（**（図）**参照）。なぜなら、この高齢者世代は自分達の年金給付原資となる積立金を持たないからである。移行時には年金は未受給であるが、賦課方式の下で保険料負担実績のある各世代についても同様のことが当てはまる。積立方式下での保険料負担実績が短く、年金給付原資となる積立金が足りないためである。したがって、これらの各世代は自分たちよりも上の世代の年金原資のために保険料を負担するとともに、自分たちの世代の年金のための保険料を負担する必要がある。この二重の負担は、徐々に減少しつつも、賦課方式の下で保険料負担実績のある世代がいなくなるまで続く。

第二に、右の第一点の帰結であるが、積立方

〔図〕 いわゆる二重の負担

1. 公的年金制度に加入しているのが、G1世代、G2世代の2世代のみというモデルを想定する。t-1期にG1世代は保険料を支払い、t期にG1世代は年金を受給し、G2世代は保険料を支払い、t+1期にG1世代はすべて死去し、G2世代が年金を受給するものとする。保険料・年金は各期の期末に支払い、受給し（年金に対する課税は無視する）、またG1世代、G2世代ともに、1期分の保険料の負担によって満額年金の受給権を取得するものとする。

以下では、
 被保険者一人あたり税・社会保険料控除前賃金平均額（各期を通じて一定とする）……………W
 G1世代とG2世代の被保険者総数……………G1、G2
 G1世代とG2世代が受領する一人あたり平均満額年金額（各期を通じて一定とする）……………P
 賦課方式下のt期の保険料率…………… R_t^{nf}
 積立方式下の保険料率…………… R_t^f
 利率…………… α
 とする。

2. 全期間を賦課方式で運用し、各世代はいずれも満額年金を受給するとする。

t期にG2世代が負担する保険料総額は、

$$G_2 \times W \times R_t^{nf} \quad \text{①式}$$

であり、これがt-1期に保険料を支払ったG1世代がt期に受給する年金総額 $P \times G_1$ に等しい。

3. t期の当初に、積立方式に移行するものとする。各世代はいずれも満額年金を受給するとする。

① G1世代はt-1期には賦課方式の公的年金制度に加入していたので、その期に支払った保険料は当該期にG0世代が受け取る満額年金にすべて充当されてしまっている。したがってG1世代がt期末に受給する年金の積立原資はない。そこで経過的に、G1世代が受給する年金（満額年金）の総額（ $P \times G_1$ ）の原資は、賦課方式によりG2世代が負担する保険料で調達するとすると、それに加えてG2世代は自らの積立方式による保険料を負担しなければならない。それゆえ、G2世代がt期末に負担する保険料総額は、

$$\begin{aligned} & P \times G_1 + G_2 \times W \times R^f \\ & = G_2 \times W \times R_t^{nf} + G_2 \times W \times R^f \\ & = G_2 \times W \times (R_t^{nf} + R^f) > G_2 \times W \times R_t^{nf} \end{aligned}$$

となり、t期を賦課方式で運営したときの保険料総額（①式）よりも大きくなる。

② t+1期には、G1世代はすべて死去しているの、G2世代は経過的な賦課方式によるG1世代のための保険料負担はせず、積立方式による自らの年金（満額年金）を受給する。その総額 $P \times G_2$ は、
 $G_2 \times W \times R^f \times (1 + \alpha)$
 である。

このように、積立方式の移行期間に位置するG2世代は、移行の当初に賦課方式の保険料と積立方式のそれとの二重の負担を求められる。これを避けるために、最初から積立方式による年金制度に加入するG2世代には経過的に残存する賦課方式の年金制度への保険料拠出を求めないと、t期末にG1世代が受給する年金の原資に不足が生じる。したがって、それに見合う給付水準の引き下げをしない限り、不足分の調達のために他の財源（たとえば税）を調達しなければならず、やはり追加負担が発生する。

式へ移行するためには、積立金を形成するために、ある年度に必要な年金総額原資を上回る額の保険料を集めなければならないから、積立方式による持続的・安定的な制度運営が可能となる積立金の水準に到達するまで、賦課方式

の下で高齢化の進展に伴い保険料率を引き上げていく速度よりも相当程度前倒して保険料率を引き上げる必要がある。たとえば、一九九九年公的年金改革（実際には一年遅れて二〇〇〇年になった）が議論されている時期に経済学の立

場から積立方式への移行を主張した見解は、給付の改革との組み合わせで、当時一七・三五％であった保険料率を一気に二五・一％に引き上げるか、より穏やかな案として一気に二〇％に引き上げることを提案していた（八田達夫「厚生年金の積立方式への移行」八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革…年金・介護・医療・雇用保険の再設計』、八田達夫・小口登良・酒本和加子「年金改革と世代間分配」季刊社会保障研究三四巻二号一五五頁）。

第三の難点は、積立方式の運営において実際に必要とされる利率の安定性は、（少なくとも理論上）長期的には投資先（株式や社債その他の金融商品への投資、不動産等）の適正な組み合わせ等によって確保できるものの、短期的に見たときにはそうではないということである。低金利が持続したときには、各期の年金給付の支払原資の確保に要する利率を維持できず、予定以上の積立金の取り崩しが必要になることもありうる。また世論は、長期的な運用実績よりも、短期的な運用実績に着目しがちである（現に、現在の厚生年金の積立金の運用実績についても、短期的な収益・損失に着目した報道がなされている）、そのことが長期的に見た積立方式の安定的な運営を阻害する可能性もある。さらに、公的年金制度として積立方式を用いるのであれば、確定給付型（将来の給付水準を予め法令

で定めておくもの。先進諸国の賦課方式による公的年金制度はこの確定給付型がほとんどである。わが国も二〇〇四年改革前の制度がこれに該当するを想定することになるが、確定給付型は給付約束を実現するのに必要な予定利率を設定して積立金の運営を行うところ、予定利率による想定運用実績を実際の運用実績が下回るときには、積立金の取り崩しや追加的な保険料徴収などの原資確保措置が必要となる(世代別に積立金を区分経理して運用する場合も同様である)。

第四に、積立方式への移行は政治的に非常に難しいという難点がある。まず、積立方式によって公的年金を採用している国は現在までのところ先進諸国にはほとんどみられず、中南米諸国や東欧諸国に限定されていて(前述四(3)、本誌四六巻一〇号)、かつその歴史も浅いため、積立方式で持続的かつ安定的に公的年金制度を運営できることについての経験的な裏付けがない。その意味では、壮大な実験という意味合いを帯びる。逆に、歴史的には、先進諸国の公的年金制度は積立方式で出発しながら、戦争等によってそれを維持できず、賦課方式に移行したという経緯がある(前述一、本誌四六巻九号)。こうした積立方式を国民に十分に納得して受容してもらえるか(言い換えれば、積立方式への移行を唱える政党が政権を取るように国民が選挙で

投票してくれるか)が難題となる。また、第一点および第二点で指摘したように、積立方式への移行は、ある時期までは、移行時および将来の現役世代(および彼らを雇用する企業)に追加負担を発生させ、保険料率に大幅な引き上げをもたらす。確かに、高齢化が進む状況においては、一定時期を過ぎれば、賦課方式を維持するよりも保険料率は低く抑えられる。けれども、民主主義の原則にもとづき選挙によって政治的決定の方向付けが行われる仕組みの下では、国民の選択は、将来までを視野に入れた合理性よりも、目前の利害や政治指導者の人気などによって左右される。したがって、保険料率の大幅な引き上げを伴う積立方式への移行という政治的決定には大きな困難を伴う(積立方式への移行や導入を行った中南米諸国や東欧諸国の中には政治的に特殊な状況にあった国があることは既述のとおりである。前述四(3)、本誌四六巻一〇号。わが国をみても、保険料負担の増加を伴うパートタイマーへの全面的な社会保険の適用拡大が、理論的には妥当であるにもかかわらず、政治的に実現をみない状況にある)。

(本誌四六巻四号から本号までの連載は、厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「自営業者と公的年金制度」(平成一七―一九年度)の研究成果の一部である。)

(つづく)

成功事例から学ぶコミュニティ・ビジネスの本質!!

コミュニティ・ビジネス戦略

地域市民のベンチャー事業

藤江俊彦(千葉商科大学政策情報学部教授) 著

本書の特徴

- コミュニティ・ビジネスの ①事業の担い手 ②役割と機能 ③マネジメント手法 ④事業評価など総合的に紹介。成功しているコミュニティ・ビジネス事例から、事業を成功に導く手法が理解できます。

●四六判・204頁・
定価1,890円(税込)(送料450円)

※詳細カタログ無料送呈



第一法規

東京都港区南青山 2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax 0120-302-640